

事業の終了について

① 引継ぎなど事業終了時に必要な項目の整理

論点①

コンセッション事業終了時に必要な項目はなにか

整理・分析

分類	項目	内容	時期の目安
施設状態の確認	施設機能の確認※	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営権対象施設の状態を確認したうえで、運営権者から管理者（又は次期運営主体）に引き渡す ● 引き渡し時の状態（施設健全度等）は要求水準で管理者が定める 	● 契約終了日の1年前から90日までの間
次期事業者への引継ぎ	技術指導※	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営権者から管理者等に必要な技術指導を行う。 	● 事業期間終了時までの間において、管理者が必要と認める期間
	引継事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営権者が引継文書を作成する ● 引継ぎ事項の例 <ul style="list-style-type: none"> ・施設運転時における機能の発揮状況 ・各運転操作マニュアル（各種設備の留意点、運転上の特例的操作） ・物品の在庫量※、市からの貸与品一覧 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業終了日180日前までに運営権者が暫定版を作成 ● 事業終了日までに運営権者が最終版を作成

※後述する内閣府GLにも記載がある事項

考え方

- 引継ぎ事項は、主に上記の3点が必要である。後述する内閣府GLも参考とすることが望ましい。
- 施設機能確認においては、管理者は、事業終了時において、運営権者が満たす必要のある施設状態とその確認方法について定める必要がある。
- 留意点として、施設の状態（健全度）については、民間事業者より、事業開始時を上回る健全度を求めることは要求水準として過大であるという意見もあることから、その設定方法においては、十分に留意する必要がある。

① 引継ぎなど事業終了時に必要な項目の整理(事例紹介)

○ 先行事例では、要求水準書において、「施設機能確認」、「技術指導」、「引継事項」の視点から事業終了時の要求水準を定めている。

	浜松市	須崎市	宮城県
施設機能確認	<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了日前180日から90日までの間に、運営権者が全施設・設備を対象に、継続して運転管理に支障がない状態か確認して、市に報告する ・事業終了日に運営権対象施設が、要求水準に適合した状態で市又は次期運営主体に引き渡すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了日前180日から90日までの間に、運営権者が全施設・設備を対象に、継続して運転管理に支障がない状態か確認して、市に報告する ・事業終了日に運営権対象施設が、要求水準に適合した状態で市又は次期運営主体に引き渡すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了日の1年前から180日前までの間に、運営権者は、運営権設定対象施設等及び譲渡対象資産を対象に、継続して運転管理に支障がない状態か確認 ・健全度2又は1の割合が、事業開始時又は事業期間中における初回の健全度を上回らないようにする ・県立会で現地確認
技術指導	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者は、事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な技術指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者は、事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な技術指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者は、事業期間終了時までの県が必要と認める期間、県又は県の指定する者に必要な技術指導を行う。
引継事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者は引継文書を作成 ・事業終了日180日前までに暫定版を、事業終了日までに最終版を市に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者は引継文書を作成 ・事業終了日180日前までに暫定版を、事業終了日までに最終版を市に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者は引継文書を作成 ・事業終了日180日前までに提出、必要に応じて修正し、事業終了日までに最終版を県に提出

出典) 浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 要求水準書(案) (平成28年5月 浜松市上下水道部)
 須崎市公共下水道施設等運営事業 要求水準書(案) (2018(平成30)年9月20日公表版 須崎市)
 宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式) 要求水準書(案) (令和2年3月13日版 宮城県)

○「PFI事業における事後評価等マニュアル（内閣府、令和3年4月）」が発刊されたため、同マニュアルの内容を紹介する。

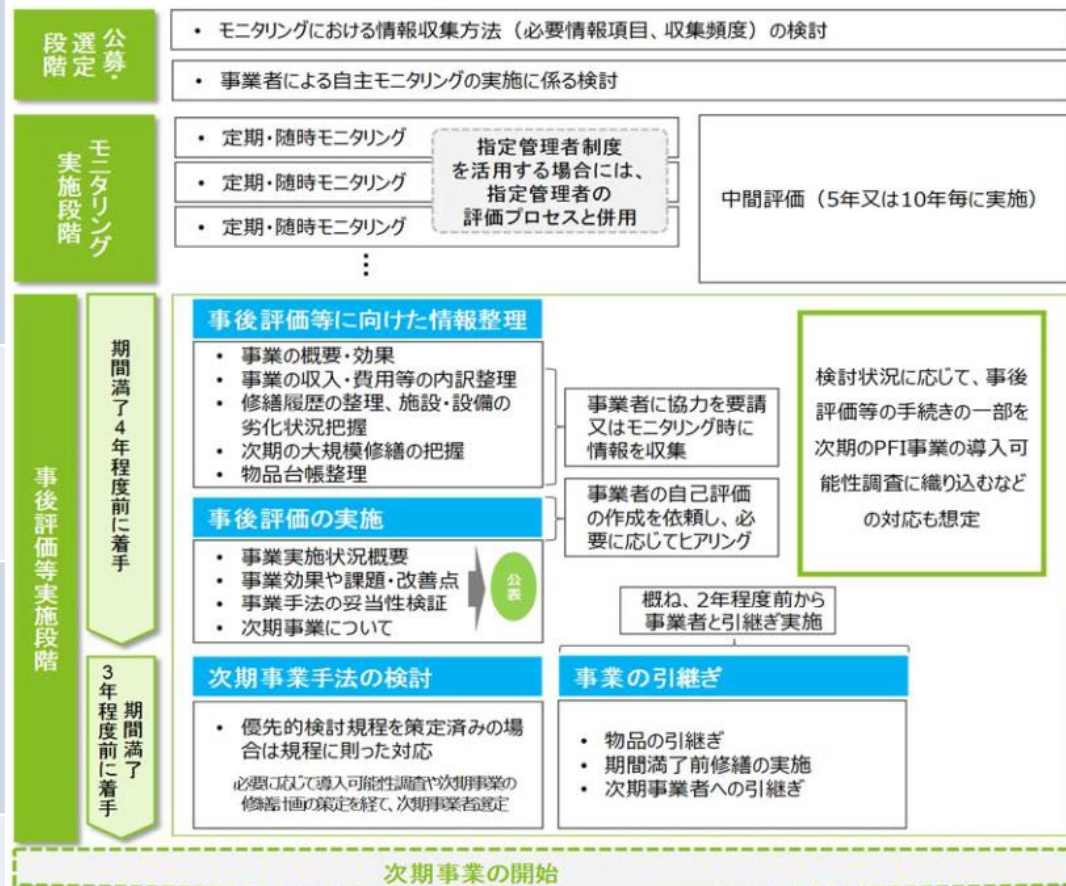
	概要	とりかかる時期の目安
物品の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ● 次期事業の公募に際した管理者へ帰属する備品の把握や情報開示、正確な予算措置を目的に実施 ● 資産・備品台帳を管理者側と民間事業者側で区分して、定期的に報告する 等 	概ね期間満了の2年前には整理に着手
期間満了前修繕の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設・設備の劣化状況等を踏まえて、要求水準書の規定に応じ、施設の期間満了時までには事業者が実施しておく修繕について、管理者等と事業者の間で協議を行い、実施内容を確定するとともに、期間満了時までには実施を完了させる必要がある 	概ね期間満了の1年前には修繕箇所の整理を開始
次期事業者への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ● 現事業者と次期事業者が異なる場合には、維持管理・運営の引継ぎにあたって十分な期間を確保することが必要である。 ● 最低でも、引継ぎのための期間として3か月程度を確保するとともに、あらかじめ現事業者に十分な協力を要請しておくことも必要である。 	現事業者と次期事業者が異なる場合、最低でも3か月程度は確保

② 事後検証に関する記載(内閣府マニュアルの紹介)

○ 事後評価に関しては、内閣府マニュアルに詳細が記載されているため、その内容を紹介する。

	ポイント
1.事後評価等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的 <ul style="list-style-type: none"> ①当初の事業目的が達成できたかを評価 ②PFI事業の課題等を整理し、次期事業手法の選定等の検討材料にする ③類似事業を実施する他の管理者等の参考情報とする ● 事後評価等の実施フロー図を掲載（右図） ● 次期事業をPFI手法も視野に入れる場合には、期間満了の4年程度前からの着手を想定 ● 事後評価等の手続きを見据えた各段階での事前準備を記載
2.事後評価等に向けた情報整理	<ul style="list-style-type: none"> ● PFI事業の概要・効果に係る標準的な項目を掲載 ● ヒアリングを踏まえ、特に必要とされている内容を明記 ● 情報整理の段階において、大規模修繕の把握の必要性を明記
3.事後評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング情報等の活用により効率的かつ簡便に情報整理を行うことを明記 ● 事業効果や課題・改善点を総括し、次期事業導入検討の参考となる標準的な評価項目を記載 ● 事後評価結果の公表や外部有識者等の意見取得による事後評価の公平性担保を記載
4.次期事業手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 次期事業手法として基本的にはPFI事業手法を含めた検討を行うこととし、検討の判断基準を記載 ● 次期もPFI事業を採用した先事例を掲示

事後評価等の実施手続きの個別フロー図



P F I 事業における事後評価等マニュアル

令和3年4月

内閣府民間資金等活用事業推進室

P F I 事業における事後評価等マニュアル
目次

はじめに： 事後評価等マニュアルについて	1
1. 事後評価等の目的等	2
① 事後評価等の目的	2
② 事後評価等の実施フロー	2
③ 事後評価等の実施に向けた準備等	4
④ 事後評価等の実施体制の考え方	6
2. 事後評価等に向けた情報整理	7
① 基本的な考え方	7
② 情報整理の考え方	8
③ 情報整理にあたっての体制	10
3. 事後評価の実施	12
① 基本的な考え方	12
② 各評価項目の考え方	13
③ 事後評価の結果の公表	15
④ 評価にあたっての体制	15
4. 次期事業手法の検討	17
① 基本的な考え方	17
② 次期事業手法の判断基準等	17
③ 次期事業の競争性確保のための工夫	21
5. 事業の引継ぎ	22
① 物品の引継ぎ	22
② 期間満了前修繕の実施	22
③ 次期事業者への引継ぎ	23

別紙 事後評価様式(例)

参考 事後評価等の先行事例